

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 国家賠償法に基づく損害賠償請求控訴事件
国側当事者・国

平成22年12月3日却下・確定

(第一審・宇都宮地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年3月25日判決、本資料259号-57・順号11170)

(控訴審・東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成22年9月15日判決、本資料260号-157・順号11513)

決 定

上告人	甲
訴訟代理人弁護士	木村 孝
被上告人	国
代表者法務大臣	仙谷 由人

主 文

- 1 本件上告を却下する。
- 2 上告費用は、上告人の負担とする。

理 由

本件記録によれば、上告状には上告理由の記載がなく、また、上告人が平成22年10月5日上告提起通知書の送達を受けたこと、上告人は前記上告提起通知書の送達を受けた日から法定の期間内に上告理由書を提出すべきであるにもかかわらず、同期間内に上告理由書を提出していないことが明らかである。

よって、主文のとおり決定する

平成22年12月3日

東京高等裁判所第9民事部

裁判長裁判官 下田 文男

裁判官 宇田川 基

裁判官 北澤 純一